

# 境港市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県境港市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度 (供用開始後26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用 (平成32年4月1日適用(一部適用)予 定)
処理区域内人口密度	27.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区 境港処理区		
処 理 場 数	1箇所 境港市下水道センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化 ①他の事業との統合 平成4年10月 幸神町下水処理施設を廃止し、公共下水道に統合 平成23年4月 米子市旭ヶ丘団地汚水処理を米子市から受託し、汚水処理開始 平成26年3月 弥生下水処理施設を廃止し、公共下水道に統合		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合も含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一定量まで定額制の基本使用料と、汚水量に応じ6段階に累進する単価による従量制の超過使用料を合算した、二部制使用料体系。 1か月あたりの使用料(税込)は右表のとおり	基本使用料(10m3まで) 1,404円 超過使用料(1m3につき) 10m3を超え 20m3までの分 183.60円 20m3を超え 50m3までの分 207.36円 50m3を超え 100m3までの分 266.76円 100m3を超え 500m3までの分 313.20円 500m3を超え1,000m3までの分 326.16円 1,000m3を超える分 388.04円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	下記①②を除いて、一般家庭用と同じ使用料体系。 ①製造業者を対象に、使用料算定額から1月あたり250m3を超える額の2分の1を減免。(平成25年度創設) ②温泉汚水(営業目的の浴場から排除される温泉による汚水)使用料は、1か月あたり1m3につき、183.60円。(平成28年度創設)		
その他の使用料体系の 概要・考え方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,240 円 平成26年度 3,240 円 平成27年度 3,240 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,973 円 平成26年度 3,981 円 平成27年度 3,991 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	公共下水道事業従事職員数 12名（事務職4名、技術職8名） 下水道課長（責任者） 計画整備係（管渠部門） 4名 下水道センター（処理場部門） 3名 普及係（その他部門） 4名
事業運営組織	境港市建設部下水道課 建設部長 — 下水道課長 — 普及係 — 計画整備係 — 下水道センター

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	平成13年10月から下水道センター運転管理業務委託を実施 委託先：一般社団法人境港水産加工汚水処理公社
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	処理場の余剰能力の活用 平成23年度 米子市旭ヶ丘地区汚水処理の受託開始 平成29年度 し尿・浄化槽汚泥受入処理開始

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

・公共下水道の整備途上にあるため、汚水処理費において汚水資本費が69.3%を占めていて、料金収入不足に対して一般会計の基準外繰入を充当を必要とする高資本費状態にあります。

・企業債償還額の減少と処理区域拡大による有収水量の増加によって、汚水資本費の割合や基準外繰入金は低下傾向にあり、経常収支比率・経費回収率等の経営指標についても改善が見込まれる。

・処理場は、供用開始後25年を経過する設備について、長寿命化計画に基づいた改築更新工事を実施中であり、平成30年度に完了する計画です。

・汚水管渠は、耐用年数に達した管渠は無く、事業初期に整備した汚水幹線等に対する平成26年度実施の調査においても、改修を要する劣化は確認されていない。

※別紙1経営比較分析表（平成27年度）参照

## 2. 経営の基本方針

・境港市まちづくり総合プランに掲げる「安心で住みよい生活基盤の充実」を実現するため、未普及地区の計画的な整備を推進して、快適な生活環境の確保と公共用水域質全を図ります。

・排水不良や老朽化が著しい箇所の側溝等の雨水排水路の整備を行って、浸水被害などの心配をなくします。

・処理場や管渠施設などの下水道施設の資産管理を適正に行い、老朽化の状況等を把握して、改築更新の計画的で効率的な実施に努めます。

・市街地の未普及地域の早期解消を実現し、下水道使用料の強制徴収や未接続世帯への接続勧奨の強化、下水道使用料の見直し等を行って料金収入の確保に努め、経営の健全化を図ります。

・経営状況の明確化と長期的な視野に立った経営を行うため、平成32年4月に地方公営企業法に基づく会計方式に移行します。

### 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・市街地における下水道整備の早期完成を目指して、未普及区域の污水管渠整備に重点的に投資を行います。平成37年度末人口普及率(行政人口のうち公共下水道使用が可能な人口の割合)は、97.0%を目標とします。

・污水管渠整備とあわせて道路側溝改修や、浸水被害等を軽減するため、老朽化の進んだ雨水排水路の整備を行います。

・未普及区域解消に伴う有収水量の増加に対応するため、平成25年度から平成29年度にかけて約14億円を投じて処理場増設工事を実施し、あわせて処理場の老朽化施設を延命化するため、平成26年度から平成30年度にかけて約10億円を投じて処理場改築更新工事を実施します。

・し尿・浄化槽汚泥の受入処理のため、約2億5千万円を投じて汚泥等受入施設を整備し、平成29年度に処理を開始します。

・污水管渠の改築更新工事費については、事業当初に整備した管渠について老朽化が進んでいないこと、計画期間中に耐用年数に達する管渠がないことから、本計画への計上は行いません。

② 収支計画のうち財源についての説明

・建設事業の財源として、国庫補助金(社会資本整備総合交付金)と地方債(下水道事業債)について、計画事業費に連動して算出しています。

・地方債の償還金については、平成29年度予算策定時において、事業計画に連動した償還金を盛り込んで推計していますが、平成30年度以降の特別措置債については、収支状況によって借入を行うかどうか検討します。

・使用料は、平成31年度の消費税率改定を見込んでいますが、計画期間中は税抜き使用料単価は据え置きとして推計を行っており、平成32年度の公営企業法適用を踏まえ、平成33年度に使用料体系の見直しを含めた料金改定を検討します。

・一般会計繰入金は、地方公営企業繰出基準による繰入を適切に実施して、下水道会計で負担する費用のうち公費(境港市)が負担すべき経費の確保に努めます。

・一般会計繰入金のうち収支不足(赤字)補てんのための繰入金については、有収水量の増加と事業当初の地方債の償還完了に伴って減少傾向にあります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費については、平成28年度予算額をベースに増加見込みを勘案して算定しました。

・動力費、薬品費、委託費等の污水処理経費については、平成28年度予算額をベースに増加見込みを勘案して算定しましたが、処理場の増改築による省エネルギー化や、平成29年度から開始するし尿・浄化槽汚泥の受入処理に係る経費など、流動的な要素があります。

・動力費、薬品費等の污水処理経費については、平成31年度の消費税増税の実施を見込んで算定しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・米子市旭ヶ丘団地污水処理の受託実績を踏まえ、行政界を超えた污水処理の可能性を検討します。 ・圏域の他企業との連携、事務処理等の共同化の可能性を検討します。
投資の平準化に関する事項	・平成38年度の市街地公共下水道の概成を目標とすることに伴い、概成後の公共下水道整備計画を再検討するとともに、下水道施設ストックマネジメント計画を策定して改築更新費用を把握し、整備と更新を計画的に実施して投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	活用の可能性を検討します。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・赤字解消のためには使用料の見直しが必要ですが、平成32年度に予定する地方公営企業法適用を踏まえて収支計画等を再検討したうえで、平成33年度以降に、基本使用料のあり方等の使用料体系の見直しや改定時期等の具体的な検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	・し尿・浄化槽汚泥受入処理を継続しますが、受入処理量は下水道普及に伴う減少が見込まれます。
その他の取組	・未普及区域の汚水管渠整備を推進するとともに、使用料・受益者負担金の強制徴収や未接続世帯への接続勧奨を強化して、有収水量の確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・処理場運転管理委託について、委託範囲拡大の可能性を検討します。
職員給与費に関する事項	・未普及区域の整備進捗や処理場運転管理委託の状況を勘案し、適切な人員を確保します。 ・境港市職員給与に連動し、適切な給与水準を確保します。
動力費に関する事項	・効率的な運転管理について研究し、経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	・処理方式の効率性や薬品の調達方法を研究し、経費削減に努めます。
修繕費に関する事項	・処理場の増設・改築更新完了を踏まえて修繕計画を策定し、可能な範囲で修繕時期を調整して費用の平準化を計るとともに、適切な修繕を行って施設の延命化に努めます。 ・公共樹・マンホール等の老朽化状況を確認し、適切に修繕を行います。
委託費に関する事項	・汚泥の再資源化を促進し、汚泥処分委託費の増加を抑制します。
その他の取組	・公共下水道の整備とともに、浄化槽等既存設備の適正管理を推進して、環境負荷の軽減に努めます。 ・市報、ホームページ、説明会等で、事業計画や経営状況の情報公開を進めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・平成32年度に公営企業法適用を予定しており、適用後に経営戦略の更新を行い、以降は5年ごとを目処に更新を行います。 ・更新にあたっては、法適用に伴って明確化する保有資産や収支見込に基づき経営状況を的確に把握し、中長期的な視野に立って、持続可能性を伴った見直しを行います。
---------------------	--